

そうか 市議会報

No. 195

平成22年10月発行
編集 草加市議会事務局
発行 草加市議会
草加市高砂1-1-1
☎048(922)2489 議事課直通

<http://www.soka-shigikai-unet.ocn.ne.jp>

年4回 毎定例会後発行

おもな内容

木下博信草加市長の
不信任決議の採決結果…………… 1ページ
木下博信草加市長の不信任決議…………… 2ページ
市長の不信任決議とは?…………… 2ページ
不信任決議が可決されるまでの経緯…………… 2ページ
なぜ? なぜ? Q&A…………… 2ページ

木下博信草加市長の不信任決議 賛成24名、反対5名で可決

7月29日の記者会見及び8月号の広報「そうか」において、市長は、平成17年に元助役が収賄罪で起訴され平成18年に有罪が確定した事件について触れ、「司法の判断とは別に、再検証の結果から、私は行政行為としては不正な指示はなかったという認識に至りました」との見解を述べるとともに、元助役に謝罪を行ったことを明らかにしました。この真意について、平成22年9月定例会の開会日（9月2日）に、市長から議会に報告があり質疑が行われました。議員からは「市長として法令を順守しなければならぬ立場にありながら、司法の判断を否定する行動ではないか」との質疑がされましたが、市長は「司法の判断を否定するものではない」としながらも「行政行為として不正はなかった」との答弁を繰り返しました。このため、市議会は「市長として法令順守の精神に反する」として市長の不信任決議を賛成24名、反対5名で可決しました。不信任決議が可決された場合、市長はそのまま失職するか、逆に議会を解散するかを選択することが出来ますが、市長は9月10日に議会を解散しました。



木下博信草加市長の

不信任決議の採決結果

賛成した 議員

齊藤雄二 須藤哲也 西沢可祝 浅井昌志 今村典子 平野厚子 飯塚恭一代 佐々木洋一 秋山由紀子 丹羽義昭 浅井喜久男 松井優美子 須永賢治 大野ミヨ子 新井貞夫 田中昭次 宇佐美正隆 大久保和敏

反対した 議員

芝野勝利 飯田弘之 浅井健康 瀬戸健一郎 佐藤勇 中山康

退席(棄権) した議員

小澤敏明

鈴木由和 小川利八 関一幸 石村次郎 吉沢哲夫

(敬称略、掲載は議席番号順)
これまでの経緯などは裏面に掲載しています

市長提出議案の議決結果

議案名	議決結果
第47号議案 町の区域を新たに画することについて	原案可決(全員)

※6月定例会に市長から提出され、継続審査としていた議案を議決したものです。

草加市議会のホームページでは、過去1年分の本会議の録画映像をご覧いただくことが出来ます。

草加市議会の
ホームページ

<http://www.soka-shigikai-unet.ocn.ne.jp>

可決された決議文

議第11号議案

木下博信草加市長の不信任決議

木下博信草加市長は、7月29日の定例記者会見において、収賄罪で有罪判決を受けた元助役の擁護とともれる発言を行うとともに、広報「そうか」8月号にも同様の記事を掲載したが、それらの内容は到底理解できるものではない。

9月2日の市長報告に対する質疑においても、元助役に行政上の不正はなかったとし、一方で司法判断に異議を申し立てるつもりはないと二律背反の答弁を繰り返したことは、市長として法令遵守の精神に反すると断じざるを得ない。

よって、木下博信草加市長を信任することはできない。

以上、決議する。
平成22年9月2日

草加市議会

不信任決議が可決されるまでの経緯

- 平成17年11月12日 助役が逮捕される
埼玉県警の捜査員25人が草加市役所を家宅捜索。
- 平成17年12月2日 助役が起訴される
市長が助役を解職。
- 平成18年4月25日 元助役に有罪判決
懲役2年、執行猶予4年、追徴金252万円。
- 平成22年6月～7月 市長が元助役の復職を打診
元助役を副市長に復職させた旨を一部の議員に打診したという質疑あり。
- 平成22年7月29日 市長が定例記者会見で発言
元助役に行政行為として不正な指示はなかったとし、解職したことは誤りだったと発言。
- 平成22年8月5日



広報「そうか」8月号発行
7月29日の定例記者会見と同趣旨の記事を掲載。

●平成22年9月2日

草加市議会本会議で市長報告

議員からは「市長として法令を順守しなければならぬ立場にありながら、司法の判断を否定する行動ではないか」などの質疑がなされたが、市長は「司法の判断を否定するものではない」としながらも「行政行為として不正はなかった」との答弁を行った。

●平成22年9月2日

木下博信草加市長の不信任決議を可決

「元助役に行政上の不正はなかったとし、一方で司法判断に異議を申し立てるつもりはない」との答弁を繰り返したことは、市長として法令順守の精神に反する」とするもの。
●平成22年9月10日 市長が市議会を解散
「市民にも混乱や感情の対立が生じる。市の未来に禍根を残しかねない」との理由。

長の不信任決議とは？

長（草加市の場合は草加市長）に対して、その地位にあることが不適任であることを理由としてこれを信任しない旨の議決を議会が行うことです。不信任決議を受けた市長はその日から10日以内に議会を解散することが出来ます。議会を解散しない場合は10日が経過した時点で市長が失職することとなります。

議会を解散した場合は、市議会議員選挙が行われ、選挙後の新たな議会で再び不信任決議が可決された場合は、市長は議会を解散することが出来ず、失職することになります。

不信任決議を可決するには、出席議員の4分の3以上の賛成が必要です。ただし、不信任決議を受けた市長が議会を解散し、選挙後の新たな議会において再び不信任決議が提出された場合については、過半数の賛成で可決となります。

なぜ？ なぜ？ Q&A

- このQ&Aは、市民の皆様から問い合わせのありました内容の一部を分かりやすく要約して掲載するものです。
- Q** なぜ議会は市長不信任という重大な決定をしたの？
A 詳細は経緯や決議文のとおりですが、要約しますと、元助役が収賄という公務員の立場を利用した犯罪で逮捕され、裁判の結果、有罪判決を受けたにもかかわらず、市長が「行政行為として不正はなかった」と裁判の結果を否定するような発言を記者会見、市の広報紙、議会報告で繰り返し行ったため、議会は、法律を守るべき市長という職には不適格であると判断したものです。
- Q** 市長不信任となったのに市長は辞めないで良いの？
A 地方自治法に基づき不信任とされた市長は、辞めるか逆に議会を解散するかを選ぶことが出来ます。今回、市長は辞めずに議会を解散しました。市議会議員選挙後の新たな議会で改めて不信任となった場合、市長は辞めなければなりません。
- Q** 議事が解散されてどんな影響があったの？
A 9月14日から議会を再開する予定でしたが、市長が議会を解散したことにより、議案や請願の審議が出来なくなりました。
- Q** 解散してしまった議会は、今後どうなるの？
A 10月10日に市議会議員の選挙が行われ、10日付けで新たな市議会議員が決定します。
- Q** 次の議会はいつ開かれるの？
A 10月下旬に臨時の議会が開かれる予定です。ここで、議長などが決まりますが、併せて、議案の審議が行われることもあります。改めて市長不信任決議が提出される場合、ここで取り扱われます。
- Q** 9月定例会に提出した議案はどうなるの？
A 議会が解散されたため、9月定例会の議案は廃案となりました。市長の判断により選挙後の新たな議会に改めて提出されることもあります。なお、緊急を要する議案は市長の判断で決定することも出来ます。
- Q** 提出済みの請願はどうなるの？
A 12月定例会で取り扱われます。
- Q** 議会が無くても請願・陳情を出せるの？
A 陳情は出せますが、請願は新議会構成後から出すことが出来ます。

長の不信任決議のながれ

